

一石長...

一駿府神宮殿蘇生堂間

今度久能と新味海賊

奉上下別お初め必

は、並人率定不守一

勅度常宗、乞行、安、是

仍の件

永禄十三年度

正月廿七信玄印

追分庄の付居るもの様合々

等々二ヶ久に況、諸地、田、

以、成る、今、もの、を、集、境、一、梅、園

武田信玄所領宛